

平成 26 年度 事務事業評価結果報告書

平成 27 年 1 月
国立市事務事業評価委員会

目 次

1 . はじめに	1
2 . 国立市の行政評価について	2
3 . 事務事業評価委員会について	3
4 . 事務事業評価結果	4
(1) 消費者行政充実事業	4
(2) 職員人材育成事業	7
(3) 社会体育推進事業	10
(4) ごみ減量等推進事業	13
(5) 自転車駐車場運営事業	15
(6) 地球温暖化対策実行計画進行管理事業	18
(7) デイホーム事業	21
(8) 放課後子ども教室推進事業	24
(9) 精神しょうがい者デイサービス事業	27
5 . 次年度以降の委員会に向けて	29
参考資料	31

１．はじめに

現在の日本は、世界にもまれにみる急速な少子高齢化を迎えている。平成 26 年 5 月には、少子高齢化がもたらす人口減少により「2040 年までに 896 の自治体が消滅する」と予測した日本創生会議（増田寛也座長）の発表に衝撃が走ったことは記憶に新しい。高齢者人口の増加は民生費等の増大を通じて地方自治体の歳出増につながる一方で、少子化の進行は将来的に労働力人口の減少を引き起こし、地方自治体の歳入抑制要因となる。このように、地方自治体の行財政運営をめぐる環境は今後ますます厳しくなっていくことが予想される。

このような厳しい状況下で地方自治体は、効果の薄い事業やすでに目的を達成し終えた事業などは縮小・廃止し、限りあるリソースを新たな課題に対応する事業に振り向け、その成果について市民に説明していく必要がある。国立市では平成 18 年度から行政評価に取り組んで来たが、これまで外部評価は行って来なかった。しかし、行政内部で行う事務事業評価の客観性及び透明性を確保するためには外部評価機関の設置が不可欠であるとの認識が強まり、平成 26 年 3 月に制定された「国立市事務事業評価委員会設置条例」に基づき、本委員会が設置された。

本委員会は、平成 26 年 10 月 9 日に国立市長より受けた諮問に応じて、今年度は「平成 26 年度国立市事務事業評価委員会における評価対象事業の選定基準」に基づき市が選定した 9 つの事務事業に対して評価を行った。評価にあたっては、9 つの事務事業ごとに事業担当課に対し直接ヒアリングを行い、事業担当課による 1 次評価と政策経営課による 2 次評価にとらわれることなく客観的な立場で評価を行うことを基本方針とした。

本報告書はその結果をとりまとめたものである。本報告書は、外部評価委員一人ひとりの評価をそのまま掲載しており、今後の事業改善に資するような提言も数多く盛り込んでいる。加えて、本年度が国立市としては初めての外部評価ということもあり、来年度以降の本委員会運営に関する改善点についても記載した。

評価に際し、資料提出やヒアリングに出席していただいた事業担当課職員の方々に委員一同感謝申し上げますとともに、国立市においては、本報告書の内容を十分に踏まえ該当事業の予算や事業内容の見直しに適切に反映させることはもとより、職員の意識改革や行政評価システムのさらなる充実に活かされることを期待する。

平成 27 年 1 月 23 日 国立市事務事業評価委員会

委員長 御船 洋

２．国立市の行政評価について

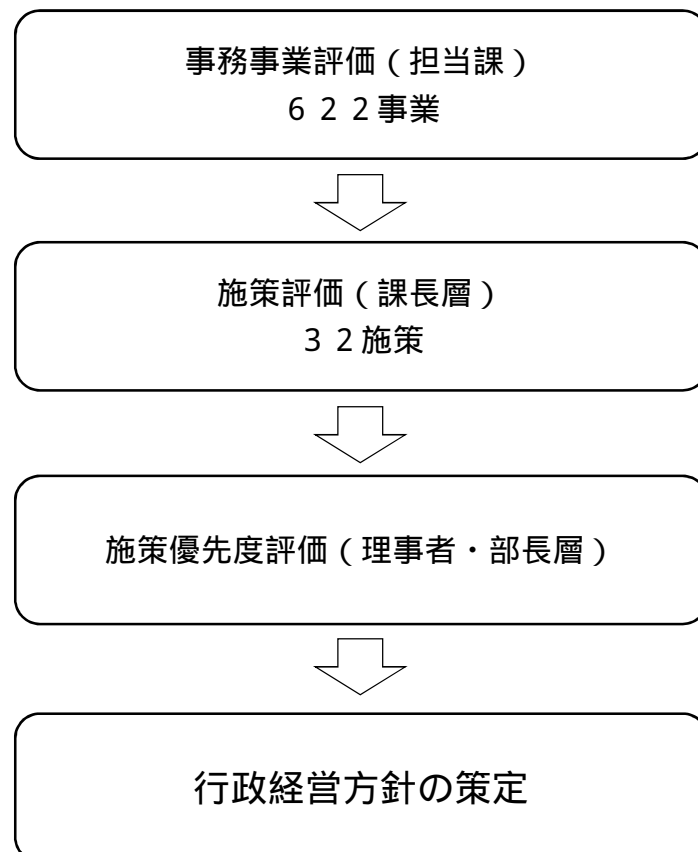
（１）これまでの経緯と現状

国立市では、平成 18 年度より 目的に沿った議論により重点施策に財を投入する効果的・効率的な事業実施と予算編成の実現 わかりやすく透明性の高い行政運営の実現 職員一人ひとりの意識と行動様式の変革 を目的とし、行政評価システムを導入・活用している。

平成 18 年度は、担当課によるモデル事業 38 事業の事務事業評価を実施し、理事者と部長職による行財政健全化推進本部会議でそのモデル事業について 2 次評価を行った。平成 19 年度以降は、市の事務事業（平成 26 年度は 622）すべての評価を行っている。

その後、事務事業の上位にあたる施策（全 32）レベルにおいて、関係課長による施策評価を行っている。その施策評価に基づき、理事者と部長職による施策優先度を決める会議を開催、行政経営方針として次年度の重点項目を決定し、評価結果等についてホームページにて公表している。

（２）評価フロー



３．事務事業評価委員会について

（１）外部評価（第三者評価）導入の経緯

外部評価（第三者評価）については、行政評価サイクルが行政内部のみで完結していることから、従前から課題とされていた。

平成 25 年 8 月、「国立市財政改革審議会最終答申」において、財政健全化のための仕組みとして、「事務事業の細部まで知り得ている職員による内部評価をまず徹底させ、その結果を外部評価につなげていくべきである」という指摘を受けたこともあり、平成 26 年 3 月に「国立市事務事業評価委員会設置条例」が可決され、本委員会が設置された。

（２）評価対象事業

「平成 26 年度国立市事務事業評価委員会における評価対象事業の選定基準」（資料 36 P）に基づき、市が選定した 9 事業の評価を実施した。具体的には、担当課による全事業（622 事業）の 1 次評価を担当課が行い、その中から 98 事業が評価対象事務事業候補となった。その 98 事業について政策経営課が 2 次評価を行い、最終的に下記の 9 事業が選定された。

総務文教分野	建設環境分野	福祉保険分野
消費生活行政充実事業	ごみ減量等推進事業	デイホーム事業
職員人材育成事業	自転車駐車場運営事業	放課後子ども教室推進事業
社会体育推進事業	地球温暖化対策実行計画進行管理事業	精神しょうがい者デイサービス事業

（３）評価方法

評価は、事務事業評価シート（外部評価用）を用い、取りまとめることとした。事前に事務局である政策経営課より評価対象事業の事務事業マネジメントシート及び該当事業の事務報告書の写し等の提出を受けた。できるかぎり事前質問を提出し、担当課ヒアリング前の回答を求めた。担当課ヒアリングは、1 事業につき担当課の説明を 15 分、質疑応答を 45 分の計 60 分間で実施した。

また、委員会としてのまとめについては、各委員の様々な視点や論点を尊重し、今年度については委員会として 1 つの方向性にまとめることせず、評価・意見についてはそのまま報告書に記載することとした。

4. 事務事業評価結果

事業№	事務事業名	担当課
1	消費生活行政充実事業	生活環境部生活コミュニティ課

【事業の概要】

消費生活上のトラブルを解決するため、消費生活相談員による相談
「国立市消費者団体連絡会」の運営
消費生活に関わる各種啓発
製品安全に関する 5 法に基づく立ち入り検査関連業務

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	5	1	2	4
見直し余地あり	0	4	3	1

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	1	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
4	3	1	2

【各委員からのコメント】

高齢化・ICT 化の進展により、今後、悪質商法や消費者トラブル件数は増加し、事案の悪質性や複雑性は増していくことが予想される。その意味でも本事業の役割はますます重要性を増すと思われる。それに対して、現行体制（正規職員 1 名、嘱託職員 3 名で対応）で適切に処理できるかどうか、検討する必要がある。具体的には、消費生活相談員を増員するのかどうか、相談窓口を火曜日も開くのかどうか等の検討である。いずれにせよ、本事業は、今後拡充していかざるを得ないと思料する。

しかし、一方で、市の消費生活相談員では手に余る相談件数（高度に専門的な事案等）も増加が予想されるため、他の機関（都や国民生活センター等）との連携をより密にしていく必要がある。また、消費生活相談について、今後、市、都、国の相談窓口における取扱事案の分類化・階層化がより明確化され、かつ、PIO - NET のような情報提供の場が充実し市民の認知度が高まれば、本事業に関する市の業務負担はさほど増えないかもしれない。すなわち、市の財政負担を一定程度に抑えつ

つ、事業拡充の可能性が探れるかもしれない。担当課では、都の「消費者行政活性化交付金を適切に活用することで、歳入を確保しつつ事業を拡大できる可能性がある」と評価しているが、そのためのプランニングを行うべきである。当該交付金は、ルーティンワークではなく新たな試みに対して交付されるものであるから、その趣旨に合致した実行計画を作らなければ歳入も確保できないし、事業も拡大できない。

（事業のやり方改善＝有効性改善、事業統廃合・連携）

事業自体の必要性は認められる。担当課としては、相談日の拡充を目指しているようであるが、現状の相談件数はそれほど多くないと思われる。また、他の相談機関との連携を強化するとともに、相談窓口としての周知を図ることを当面優先すべきではないか。

（評価の方法改善）

指標について、「相談件数」＝「解決の方向性が見えた相談件数」となっているが、どういう点で解決の方向性が見えたのか等について内容を分析することが望ましい。

だれもが消費者である。この事業はほぼ全国立市民を受益者としている。その意味では本事業はきわめて公平だといえそうである。だが、本当にそうだろうか。ここには次の問題がある。1つは、通常、市民は市場において消費者主権を行使できている。つまり、失敗をしながら、学ぶことができている。だが、市場にまかせておけない市民がいるかもしれない。失敗が修復不可能な被害を与える場合がある。その場合には、自治体が事後的保障をする必要が出てくる可能性がある。その保障につなぐことがおそらくこの事業の一番の役割ではないか。そのためには、そのように自助が困難な人々を特定化すること、事業のターゲットを明確にする必要がある。実は、そうすることが公平性を高めることになり、また、効率性を高めることにもなる。

（事業の評価について）

公共関与妥当性は、事業の性格上、今後も市が実施する必要がある。多様な消費者相談のニーズを踏まえ、他の相談事業との連携、弁護士、保健師等との連携を促進すべきである。

市町村間の情報交換、警察への相談、都生活文化局等との連携を図るとともに、相談者の原則在住をやめて、近隣市との相談業務の連携を図る。

今後の展開として、広報活動の強化を進める。相談窓口のPRを含め、相談事例の収集・分析により、市民へ意識啓発を行う。

（所属課の事業評価について）

前年度比較はできないが、指標、コストの推移等の記載は概ね記入できている。

評価の判断も妥当と評価できる。

現在、各団体と共同で行っている講演会や相談会、高齢者の多い会合への出張相談などは、今後も続けてほしい。相談会などの回数なども、適切であると考えます。しかしながら、市民への広報という面で、改善の余地が多分にある。現在の周知方法に加えて、広報のためのポスターを作成し、市内の商店街などを職員が実際に回り、店先に貼らせてもらい、そこで買い物しているお客さんから消費問題に関しての悩みごとを聞くなど、積極的に生の声を聞く機会を増やして欲しい。さらに、市役所のものとは別に、生活コミュニティ課が独自に Facebook ページを開設し、定期的に最新情報を提供するというのも、一つの方法であろう。そして、今後も、東京三弁護士会多摩支部や、東京都行政書士会立川支部などとの連携を強化し、最新の情報を入手し、当事業を遂行してもらいたい。

事業№	事務事業名	担当課
2	職員人材育成事業	行政管理部職員課

【事業の概要】

市町村職員研修所派遣
上記以外の機関への派遣及び独自研修の企画・実施
通信教育講座及び自主研修修了者への助成

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	5	1	4	4
見直し余地あり	0	4	1	1

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	0	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
4	1	1	1

【各委員からのコメント】

職員研修の成果を測る 1 指標として、市民の職員に対する評価を取り上げること
を提案したい。平成 24 年度における「市の組織運営や職員の仕事ぶりに信頼感
を持っている市民の割合」が 46.5%であったという記録があるが、接遇向上研修
を含め、さまざまな研修によって各職員が何を身に着けたかは、まさに日常的な
業務態度に現れると思われる。

そこで、SNS 等を利用して市民の声を集め、市の職員が市民にどのように評
価されているかを分析し、その結果を踏まえて新たな研修テーマを探すというや
り方を提案したい。これぞ、職員研修の成果に対する「外部評価」になるのでは
ないか。

自主研究グループ活動助成制度が設けられているものの、利用実績がほとんど
ないのはどのような原因に基づいているのかを分析し、活動の活発化のための方
策を考えていただきたい。そして、それでも利用がなければ制度自体を廃止すべ
きである。

（事業のやり方改善＝有効性改善）

平成 25 年度はテーマが拡大されるなど、時代のニーズに合わせた研修を心がけていると見受けられるが、研修テーマは常に時代の変化等も踏まえて改善を図るべきものと考えられる。今後は、例えば、

女性職員の活躍

高齢層のモチベーション向上

管理職員のマネジメント能力向上

職員の政策立案力の向上

あたりに資する研修の実施が今後の課題ではないかと考えられる。また、市内にある資産（大学、有識者等）を有効活用していくことも一案として考えられる。

（評価の方法改善）

研修を受けた職員のアンケートだけでなく、実際に行動の変化につながったかという観点から効果を測定する必要があると考えられる。

市民の困りごとを直接聞き、応答する自治体職員は法制度の最高のスペシャリストであるとともに、最大の学びの主体でもある。互いが講師、討論者となりあうこと、大学などの機関の研究会等を積極的に利用すること、を提案したい。それは効率性に寄与するのみならず、有効性にも寄与する。だが、もっと根本的には、職員が学び、報告し、討議する余裕を持てるように、人員を確保すること、勤務時間に余裕を持たせることなどが要請される。人材育成は市民全体の利益になることに自信を持って取り組んでほしい。

（事業の評価）

職場外研修、職場研修、自己啓発の研修の中では職場研修の取組が弱いように見受けられる。個々の研修が受講者の資質向上に効果を上げている面はあるが、3本柱の研修を相互に関連させて相乗効果を発揮する取り組みはまだ足りないと思う。

（今後の課題）

少数専門職の研修の強化、ベテラン職員のブラッシュアップ研修、研修結果の組織還元方策の検討（自己申告の上司との面談時における共通理解等）。管理・監督者昇任試験受験の動機付けとなる研修の拡充。自治体間で職員の交流を図る研修の拡充（ブロックでの共同研修から相互に仕事を進め方、組織体制等を学びあう研修へ）。

（所属課の事業評価について）

有効性・効率性評価では、研修結果に対する評価を述べるべきであり、事業シートの から までは当該事業に応用してコメントする必要があるのではないかと

平成 25 年度は、前年度に比べ、独自研修の数が増えている。時代のニーズに則した研修という観点から、職員の積極的な姿勢がうかがわれ、評価できる。

研修においては、受講後に 1 週間後に報告書を提出して、一つのサイクルが終了しているようだが、もう少し長期的に受講した効果を探る仕組みが必要であろう。たとえば、1 ～ 2 年後に、果たして受講で身につけたスキルは仕事で発揮されているのかをアウトプットの観点から振り返るといった仕組みである。

また、各課の管理職は、各職員のウィークポイントを指摘、指導する立場にあると思われる。その点を克服するために適切な研修を受けることを職員に勧めるなどして、この事業の実効性を高める努力をすることを期待する。

事業№	事務事業名	担当課
3	社会体育推進事業	教育委員会生涯学習課

【事業の概要】

スポーツ推進委員会運営
社会体育事業（各種スポーツ・レクリエーションプログラムの提供）
市町村体育大会への参画及び各種体育大会への選手派遣
体育協会及び市民体育祭への補助

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	3	1	0	3
見直し余地あり	2	4	5	2

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	3	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
4	5	2	0

【各委員からのコメント】

本事業の意図は「市民の健康増進や交流を図り」、「スポーツを行う人を増やす」とこととされているが、この意図が達成されたのかどうかの検証はなされているのか。について、何らかの指標を作成し、それを用いて検証する必要があるのではないか。また、についても、国立市のスポーツ人口がどのように増えているのか、計測する必要があるのではないか。

「成果指標」について、大会参加者数の実績値は、平成24年度も25年度も目標値を下回ったが（平成24年度目標値420名、実績値347名、平成25年目標値295名、実績値223名）その原因の分析と対策は検討されているのだろうか。直感的には国立市のスポーツ人口は増加しているように思われるが、もしそうなら「スポーツを行う人が増えることにより大会参加者を増やす余地がある」という所管課の予想は、上記の実態によって裏切られている。こうした点の分析・検討を十分に行わないまま事業計画を立てるのは望ましくない。

くにたち文化・スポーツ振興財団と体育協会と市役所（生涯学習課）の業務の関係がわかりにくい。重複している業務があるのなら、速やかに調整すべきである。

（事業のやり方改善＝効率性、公平性改善、事業統廃合・連携）

事業内容については、総合体育館等で行われているくにたち文化・スポーツ振興財団の事業等との重複感もあることから、事業内容の精査を行うとともに、プログラムの内容に応じて参加費を徴収する等の対応が必要と考えられる。

（評価の方法改善）

事業の目的として、これまでスポーツに参加していない市民の参加を促進することが前面に出されていたが、それならば成果を測る指標を参加者数でなく、日頃からスポーツに親しむ市民の割合等とするなどの検討をした方が良いと思われる。

また、有効性評価のところに「スポーツ基本法に市民のスポーツ振興・健康増進は行政が行うべき事業」とあるが、何の事業を行うかは選択の余地があると考えられるため、次回評価に当たっては表現を再考されたい。

何をスポーツ「政策」として位置付けるのか、は対象者との関係で定義される必要がある。音楽や映画などさまざまな余暇活動との関係で何を文化「政策」とするのか、についても議論は必要だろう。目標との関係で有効性・公平性、さらには効率性が現在よりも高まる可能性がある。国や都の方針とは別に、市独自の方針が、市民討議をもとに、立てられても良いように思う。きわめて大胆だが、例えば、さまざまな志をもつ若者たちにインストラクターとして働いてもらい、その貢献に対して若者たちに給付金を支払う方法も考えられる。

（事業の評価について）

公共関与妥当性は、市民ニーズに適切に応えるために市がくにたち文化・スポーツ振興財団を設立したものであることから、所管課が施策として位置づけ、事業実施は財団に委ねることで整理できるのではないかと考える。

財団との役割分担について、効率性、採算性、政策的判断等により、今後の調整を進める必要があると考える。

今後の社会体育推進事業は、広く市民にスポーツ振興を図るため、保健福祉、高齢者、学校教育、財団等の機関との連携を図る必要がある。また、市内にある、他のスポーツ施設を市民が使用できるよう関係機関に働きかけて、施設の確保に努めることを求めたい。

（所属課の事業評価について）

指標については、現在の数値が施策、政策の目標にリンクしにくいものとなっている。目標の設定を決めて、その実現に向けた指標を設定する必要があるのではないかと考える。

（その他）

今後オリンピック開催に向けた様々な動きが予想されるため、財団とともに既

存の事業の統廃合、整理、調整を速やかに進めることが求められる。また、社会体育の事務事業名を「生涯スポーツ」に変更してはどうか。

当事業は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、これからさらに注目の集まる事業になると思われる。

スポーツに対する市民のニーズを把握する方法として、スポーツ推進委員会での議論が挙げられている。その他にも、国立市と包括連携協定を結んでいる一橋大学の、スポーツ科学研究室の研究者や大学院生などと連携し、様々な視点から、より専門性の高い意見を取り入れる仕組み作りを進めていくべきである。

また、当事業と、くにたち文化・スポーツ振興財団が行っている事業には、類似のものが多く見受けられる。これは、以前から指摘され続けている点である。

今後は、新たな事業を増やすことで、人員増を求めるのではなく、新たな事業を増やすのを一旦凍結し、その間に事業の内容を精査し、具体的な期限を定め、事業の統廃合に向けて、すみやかに行動してもらいたい。

事業№	事務事業名	担当課
4	ごみ減量等推進事業	生活環境部ごみ減量課

【事業の概要】

全国都市清掃会議及び三多摩清掃施設協議会への参画
 ごみ問題審議会の運営
 可燃ごみ資源化事業、ごみ再生・処分事業、プラスチック類再資源化事業、家具・自転車等リサイクル事業
 ごみ減量・分別PR事業、生ごみ減量助成事業、資源回収奨励金交付事業

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	5	0	1	4
見直し余地あり	0	5	4	1

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	0	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
5	4	1	1

【各委員からのコメント】

これまで国立市は、ごみの発生抑制、再利用、再資源化、中間処理、広報活動、市民活動への協力依頼等々、さまざまな分野において、さまざまな手段を用いて、ごみ減量に取り組んできたが、残念ながら成功していない。

市民一人ひとりがごみ減量に対する強い意識を持つことが最も大切だが、市民の意識改革は、倫理観や道徳観に訴えるだけではなかなか進まないと思う。そこで、市民の金銭的インセンティブに訴えるごみの有料化が有効な策ではないかと思料する。

ただし、ごみの有料化を導入するにあたっては、市民の理解と協力が不可欠であり、事前説明会を何度も開催し、丁寧な説明を行い、市民との意見交換を十分行ったうえで、市民が納得した後に実施すべきと考える。

（事業のやり方改善＝有効性改善）

ごみ減量等推進事業として行っている事業内容には問題はないが、実際のゴミの

減量には結びついていないことから、協力金等の各事業が実際にゴミの減量につながっているのかどうかをよく分析し、今後の対策に活かす必要がある。

市としては有料化を行いたい方向のようであるが、その他の取組によっても市民へのゴミ減量に対する意識を高める余地はあると考えられる。

産業技術イノベーションとの関係で大きく作用される事業である。市民一人ひとりの問題はもちろん大事だが、市民には気づきにくい、中央政府やマスコミの眼にも隠れた地元固有の問題をとらえることは、地域自治体の役割でもある。それを第一の課題とすることが、実はこの事業の有効性・効率性の向上につながると思われる。環境に対する高い問題意識を持つ市民の伝統のある国立市だからこそ、独自の視点と活動を期待したい。

（事業の評価）

ゴミ減量は普遍的事業であるため、引き続き推進していくものとする。搬出、処分等具体的な作業は民間事業者、住民等との協働となる。

有効性、効率性では、ゴミ減量に向けて市民への働きかけが不足している。

（今後の事業について）

市民への啓発強化として、随時に行うキャンペーンと同時に、日常的にも PR を進める必要がある。

ゴミ問題審議会答申が出た際の円滑な対応が求められる。

（所属課の事業評価）

活動指標の排出量は妥当。リサイクル事業、市民向け情報提供その他事業概要と事業目的、事業コストを関連づける指標の設定を工夫していただきたい。

有効性評価、効率性評価全体評価等について、妥当と思うが、コメント内容に当事者性が弱いような印象がある。

ゴミ減量に向けて、市民の協力は不可欠である。

しかし、市が行っている、様々な啓発活動における効果に限界を感じる。可燃ごみの排出量を減らせば、その分衛生組合への負担金が減る（市民自身のメリットとなる）というインセンティブについて、市民にさらに理解してもらうための広報活動が必要であろう。

生ごみの堆肥化も継続的に行っていくべきではあるが、減量に向けての根本的な解決にはならず、迂遠の感が否めない。

この点に関して、ゴミ問題審議会における、家庭ごみの有料化の制度設計の議論がヒントとなる。すみやかに家庭ごみの有料化を行い、ごみの排出量の抑制を図るなどの根本的な事業の改善を求める。

事業№	事務事業名	担当課
5	自転車駐車場運営事業	都市整備部交通課

【事業の概要】

既存の国立駅 3 箇所、谷保駅 7 箇所、矢川駅 3 箇所の計 13 箇所の有料自転車駐車場の管理運営、修繕、整備等
 国立駅北 2 丁目無料自転車駐車場の廃止、中央線高架下自転車駐車場の新設
 大学通り臨時無料自転車駐車場の管理

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	2	1	0	1
見直し余地あり	3	4	5	4

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	2	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
4	5	3	0

【各委員からのコメント】

放置自転車の解消は、公共性の観点から市の業務と言えるが、市がすべての責任を負うべき性格のものではないと思う。自転車を放置した市民は、放置した後に電車に乗ったり、商店で買い物をしたりするわけで、いわば自転車放置という迷惑行為によって、JRや商店の売り上げが増大しているとも言えるのである。したがって、自転車駐車場の整備・運営の費用をすべて市が負担するという現行のやり方は、受益と負担の関係から言って必ずしも公平ではないと思う。

その意味で、自転車駐車場確保の問題について、市はJRや地元商店事業者および民間の駐車場業者と協議の場を設けて検討すべきである。

国立市の自転車駐車場の使用料は他市に比べて安いので、見直しの余地があると言えよう。また、放置自転車の移送手数料（2,000 円）の引き上げも検討されてもよいのではないかとと思われる。ただし、料金引き上げによって、却って放置自転車が増えるという効果もありうるので、その点、慎重に検討すべきである。

（事業のやり方改善＝効率性改善）

事業自体の収支のバランス面では問題はないと考えられる。

現状使用が芳しくない高架下駐輪場について一時利用も認めるなどの利用促進を図るとともに、大学通りの無料駐輪場の扱いについて市民的な議論を行う必要がある。

（事業のやり方改善＝公平性改善）

公平性の観点からは、特に競争率の高い駐輪場については、定期利用ではなく一時利用を主体とすることも一考の余地があるのではないかな。

当然ながら赤字の路線においては、駅前自転車駐輪場は混雑しない。混雑して不足するとしたら、鉄道路線が過剰需要だからである。そうだとしたら、鉄道会社からの利益のはきだしが在ってしかるべきであり、それは駐輪場経営に反映されて当然であると思う。同様の論理で、立地の良い駅前商店街についても一定の負担を求めることがかのうであるかもしれない。さらに、バスやコミュニティバスなど、国立市の公共交通全体の中で自転車利用を見直す視点があってもよい。自転車を代替する手段が充実することを、市民は実はより望んでいるとしたら、課題はむしろ公共交通の向上に求められなければならないことになる。

（事業の評価について）

高架下の駐車場は引き続きPRにより、市全体の800人の待機者の誘導を行う。また、駐車場の管理運営については委託の可能性を検討、折衝する。使用料の改定を検討し、事業収支の均衡を図り、利用しない者との公平性に考慮する。

（現状の課題への取り組み）

一橋大緑地は、影響のある近隣商店街、大学等との調整を踏まえ、現状の整備に着手する。様々な選択肢を検討し、早期に問題提起することにより、解決を目指したい。

国分寺市管理駐車場は、使用と負担の割合が著しく公平性に欠けるため、早急に是正する。その際に、一定期間（1～3年）毎に見直す規定を盛り込むべきである。

（所属課の事業評価について）

指標に待機者数がほしい。今後の事業の方向性で、待機者対策案に、すべての駐車場を一時利用にするとあるが、通勤利用者にはサービス低下につながる恐れがある（入出場時間増）。

中央線高架下自転車駐車場に関しては、利用者が少ないという現実があるが、中央線高架下の開発が進むまでは、定期利用に加え、一時利用者にも開放し、さら

に使用料金を下げるなどの対策が必要である。

放置自転車対策事業との連携の観点では、一橋大学横の無料自転車駐車場は、キャパシティをはるかに超える数の自転車がとめられていることが多く、通行人の邪魔になるなど市民生活に支障が生じている。この状況がこの後も続くことが懸念される。そうならないために、改善するまでの期限を設定し、現状を打破してもらいたい。

定期利用の使用料については、他市の状況を考慮して、若干の引き上げが可能であろう。

また、自ら自転車駐輪場を整備している事業者が少なく、放置自転車の温床にもなっている。今後は、JR 東日本や商店などに対して、説明会などを通じて、駐輪場整備を促すとともに、可能であれば、関連する条例の制定に向けて研究する必要があるであろう。

事業№	事務事業名	担当課
6	地球温暖化対策実行計画進行管理事業	生活環境部環境政策課

【事業の概要】

「第三期地球温暖化対策実行計画」の推進 市の事務事業における温室効果ガス排出量の調査・把握 「職員実践マニュアル」の実践 見える化事業の実施。
--

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	5	0	2	2
見直し余地あり	0	5	3	3

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	1	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
5	5	3	0

【各委員からのコメント】

本事業は、国立市庁舎内および出先機関、公共施設における温室効果ガス発生抑制事業である。温室効果ガスの削減率に目標（平成 11 年度比で 12% 減）を定めているが、平成 24 年度の温室効果ガスの総排出量は平成 11 年度に比べて 5% 増加となり、目標達成に至っていないのが現状だ。直ちにその原因を探って対策を講じるべきだと思うが、「運用の創意工夫で目標達成のための努力をして」いるというのが市の認識だ。そうであるならば、どのように創意工夫しているか、そしてその効果はどのように表れているか、具体的に説明するべきである。

市民の地球温暖化対策の推進について、本事業では何も触れていないのはなぜか。温室効果ガスの発生抑制は市民の協力があって初めて効果が上がるのではないか。その意味で、官民合わせての地球温暖化対策の策定と実施が早急に望まれるところである。

電気自動車用の急速充電器の問題では、自動車業界内で課金方式への統一が近々決定されるようだが、国立市も課金方式を導入すべきである。

（事業のやり方改善＝有効性改善）

事業内容自体は、各自治体において実施すべきとされているものであり、行うこと自体には問題はないと考えるが、行う以上は、効果が出るように内容を工夫する必要があると考えられる。

例えば、機関ごとの取り組みを一層促すよう機関ごとの電気の使用量の見える化をさらに進めるとともに、電気の使用量に加え、ゴミの廃棄量、紙の使用量等も取り組みの際の指標に掲げることも考えられるのではないかな。

本事業は、一見、公共性が自明のように見える。だが、逆説的だが、もし、本事業をなすことが公共善であることが疑いの余地なく人々に受容されているのだとしたら、自治体の実行をまたずとも、民間で十分可能であるはずである。そうではないとしたら、なぜ、何を、公共的に取り組まなくてはならないのかを、市民の足場から問いなおす必要があるのではないかな。例えば、ゴミ事業と同様に、国や都のレベルで立てられた方針をそのまま遂行するのではなく、市民には見破りにくい、社会のからくり、例えば、企業活動と温暖化問題、産業イノベーションとエネルギーについて、明らかにしながら、事業を進める必要があるだろう。疑い、問い、批判する一方で、応答責任をもつ市民意識を育てることが、本事業の重要な柱とされる。本事業の公平性は、社会的に孤立しがちな、あるいは、社会的に放置されやすい市民をどれだけ公共的討議に組み入れるかにかかっている。

（事業の評価について）

法律により、地方公共団体の責務として実施することは妥当である。

エネルギー計測システム保守業務委託データ、電気自動車用急速充電器利用データの分析は、その結果に基づいた対応策が講じられていないように見受けられる。

（今後のあり方）

市民一人ひとりがエコサポーターとなるべく、意識改革、普及啓発を図る具体的な行動計画を策定し、市を挙げた事業に改変して情報発信すべきである。

急速充電器は費用対効果及び公平公正の観点から速やかな方策を講じるべきである。

（所属課の事業評価について）

成果指標は、温室効果ガスの削減率が0.5%増（平成11年度比）となっている数値に関しての説明が必要である。活動指標、対象指標の数値は、各課の対策数、削減項目のレベルアップ等がわかる数値を設ける必要がある。事業評価の視点からは、前年度と評価のコメントがほぼ同じであることに疑問が残る。

市職員の省エネ意識は以前より高まっているように感じられる。

しかし、年間約25万円の委託料を払っている「見える化」事業に関しては、こ

れが職員の省エネ意識を高める最適な手段とは考えられず、効果も不明である。廃止も含め、他の手段を模索していくべきであろう。これに関しては、エコサポーターなどの担当職員が輪番で、電力やガスの使用量をチェック（毎日チェックする必要はないので、たとえば、1週間ごとに）するなどして、省エネに対する意識付けを高めるのも、一つの方法である。

また、現在無料である電気自動車の急速充電器については、現状のままでは公平性の観点から疑義がある。しかしながら、来年4月からディーラー4社が合同で行う予定の電気自動車充電の取り組みを参考にした上で有料化することになるので、過大な料金設定をしないことを条件として、存続させ、今後も市民への啓発に努めるべきであると考えている。

事業№	事務事業名	担当課
7	デイホーム事業	健康福祉部高齢者支援課

【事業の概要】

一人暮らし等で家庭にひきこもりがちな高齢者への居場所や各種サービスの提供。
市内4施設6会場で実施する社会福祉協議会への委託事業

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	3	0	1	0
見直し余地あり	2	5	4	5

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
1	0	1	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
4	3	4	0

【各委員からのコメント】

本事業の対象者300人に対して、定員が90人というのは、やはり少ないと言わざるを得ない。また、利用者の中には長期にわたって通所している人も少なからずいるということなので、実際の利用者数が顕著に増えているとは言えない。事実、過去の実績を見れば、申請却下や抽選落選のケースもあったとはいえ、毎年それほど多数の申請がなされているわけではない。

本事業は30年前から実施されており、この間、さまざまな方法を用いて周知が図られてきたはずであり、現在では、もはや情報不足ということはないと思われる。したがって本事業の存在が認知されたうえで応募者が少ないのであれば、本事業に対するニーズが少ないと解釈せざるを得ない。もしそうであるならば、本事業の普遍性が問われることとなる。

こうした現状を踏まえると「ひきこもりがちになることを防ぐ」という本事業の目的は再検討される必要がある。

その際、300人全員に（本人の意向に関係なく）デイホームに参加してもらうのか、ひきこもりがちではあるが、デイホームには参加したくないという人がいたらその意向を尊重し、参加したい人だけにサービスを提供するのか、によって、

本事業の手段や進め方が変わってくる。これまでの実態を見れば、本事業は の方向に進んでいるように見える。

もし の方向を今後も維持していくのであれば、本事業の受益者は一部の市民に限定されるのであるから、受益者負担を徹底し、食事代だけでなく、教材費等すべて実費負担を求めることが望ましい。

もしも の方向に進むのであれば、これまでのやり方を抜本的に見直す必要があるが、率直に言って の方向への転換は困難だと思われる。

（事業のやり方改善＝有効性、公平性改善）

この事業については、対象者やプログラムの内容が固定化しており、男性の参加者が少ないという問題がある。そのため特に男性を含む参加者の多様性を確保する方向で見直しを図る必要があると考えられる。

担当課の説明によれば、参加者がいる限りこの事業を進める必要があるようにも聞えるが、より事業効果を高めるために、プログラムの内容の見直しや関連事業との連携などの見直しを行うとともに、地域支援事業との均衡を考慮した参加者の負担についても検討することが必要と考えられる。

本事業の位置づけが、設立当初と現在ではかなり変わっている印象を受けた。いままさに本事業の目標を見直す時期だといえそうだ。見直しのポイントは、対象とする高齢者を絞ること、それに合わせて活動内容を広げること、にありそうだ。現在は、広い対象者に対して狭い活動内容をしている印象を受けたので、それを逆にするにより、有効性が増すと思われる。総費用は変わらないとしても、利用者の効用が高まるという意味で効率的となり、より必要な人に重点的な配分がなされるという意味で公平となる。

（事業の評価について）

当事業は、社会福祉協議会に委託しているが、協議会が実施主体となるのが望ましいと考える。市の高齢者（65才以上）の割合に対して、当事業は定員15人、リピーター中心、新規参加が少ない等の現状にある。特定の利用者へのサービスは見直すべきである。

本事業は経過措置を設けて廃止が適当である。
一方で公民館、図書館等が高齢者が集まっている。高齢者同士の集まり、世代間での交流等介護保険を利用していない全ての層に向けた施策の検討を求めたい。

（所属課の事業評価について）

前年度と、総括の記述内容がほとんど変わっていない。事業評価の意義を改めて考えていただきたい。

指標設定は、介護保険サービスの判定を受けていない者等、本来の対象者を把握した指標の設定が必要である。

民間にも、デイホーム事業をおこなっている団体は複数存在し、必ずしも市が関与する必要はない。

さらに、参加者が85人に対して、支出が1,000万円を超えていることについて、コストパフォーマンスの観点から疑問がある。

仮に当事業を継続するならば、公平性の観点から、参加者から食事費以外の費用も徴収することを考慮すべきである。

そして、国立市社会福祉協議会がシニア向けに、様々な取り組みを行っているので、そのような活動に参加するように勧めるなどして、当事業のみを切り離して考えるのではなく、様々なシニア向けの活動をパッケージで考え、参加しやすくなるような内容に、委託契約を変更することを求めたい。

事業№	事務事業名	担当課
8	放課後子ども教室推進事業	子ども家庭部児童青少年課

【事業の概要】

市内小学校全校において、週2日、地域の方々の参画（安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーター）を得て、放課後に校庭・体育館・教室を活用する事業

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	4	0	3	4
見直し余地あり	1	5	2	1

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	2	0
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
4	3	1	2

【各委員からのコメント】

事業実施回数が週2回というのはいかにも少ない。また、学校休業日に実施しないというのも保護者のニーズと乖離している。

本事業に対する（政策経営課による）2次評価において指摘されているように、子どもの放課後の居場所としては、本事業の他にも、学童保育、アフタースクールサポート（ASS）、児童館等がある。遊びの場として見たときの本事業と学童保育と児童館、勉強の場として見たときのアフタースクールサポートと学童保育には、類似点が見られる。これらの事業にNPOや民間組織を加えて相互に連携や協力を行えば、子どもにとって選択肢が増え、子どもや保護者のさまざまなニーズにも応えることができるようになるのではないかと。

このような子どもの放課後の居場所の確保というコンセプトの下、上記の各事業を束ね、事業全体を俯瞰できるコーディネーター役を市が担うべきであり、各部署横断的な新しい部署を作るべきだと思う。

（事業のやり方改善＝有効性改善、事業統廃合・連携）

担当課としては開催日数の増を図りたいようであるが、仮に学校サイドとの調整

が取れて開催日数の増が可能になった際には、代替の遊び場が比較的少ない北部の学校などで1日の増を試験的にやることにより、参加者の増がそれに見合うだけ増えるのかなどを測定してその効果を検証してみることが一案として考えられる。

また、他の事業（学校開放、児童館事業など）との連携や役割分担を考慮する必要がある。

（評価の方法改善）

事業目的とされている「居場所の確保」とはどのような状態を指すのかを明確にし、それにふさわしい測定指標を検討する必要があると考えられる。

誰もがむかし子供だった。その意味ではこの事業が普遍的であることは疑いようがない。そして、全市民を公平に受益者とするのもまちがいない。だが、通常、子供は学校で地域によって包摂される。そのかぎりでは行政がことさら関与する必要性はうすいといえよう。関与するとしたら、学校でも地域でも包摂しにくいケースである。例えば、さまざまな事情や困難を抱えた子供であろう。はたして、どんなケースに関与すべきか、その発見がまさに当事業の課題であるように思う。学校や家庭の内側に踏み込み、必要とあらば民間や他の公的機関の協力を要請することができるのは、まさに自治体だからである。子供を取り巻く環境が安全とはいえない。だからこそ、問題と方法の発見に向けて事業の軸足を大きく動かす必要があるだろう。

（事業の評価について）

効率性では、児童館実施事業との連携、また放課後児童クラブとの連携は図りやすいと考えるが、学校側の協力が進んでいる状況に乏しいように見受けられる（参加児童の状況把握、空き教室等施設利用、学校関係者への引継ぎ等）。

（今後のあり方）

教育委員会及び学校側との連携強化が望まれる（教室参加の子どもの状況、学校施設の使用状況、子ども教室事業のプログラム作成、ボランティアを含めたマンパワーの確保等）。参加児童に、よりふさわしいプログラムづくりをコーディネーター等関係者と進めていくことが求められる。

（所属課の事業評価について）

指標は、事業を今後どのように進めていくのか、という視点で設定すべきであり、児童の対象年齢、学童保育希望者との利用調整、他の居場所との連携等、課題を整理したうえで子ども教室としての指標を設定すべきである（例：施設の新規確保数、学童保育児の子ども教室参加数等）。

前年度と評価のコメントがほぼ同じである。事業評価の視点から、課題がある。

子どもの居場所づくりに関しては、「いもむしクラブ」や「駄菓子や『くにちゃん』」など4団体に国立市は補助金を支給している。

現在週2回である実施回数を単に増やし、支出を増大させるのではなく、上記団体の活動に参加するように勧めたり、また、学校の休業日については、小学生を対象にしたボランティア活動している大学生のサークルが多数あるので、そのような団体との連携を進めたりするなど、様々な工夫を試みてほしい。

学童保育、ASS など他にも放課後事業が複数あるが、それぞれの事業の目的の違いがはっきりしているのであれば、無理に統合する必要はなく、むしろ、児童がそれらの事業を複数利用できる仕組み作りが必要である。

そして、子どもの居場所づくりは、それ自体がゴールではなく、様々な物事を自主的に学んでいくきっかけにすぎないという認識を常に持つておくべきであろう。

事業№	事務事業名	担当課
9	精神しょうがいしゃデイサービス事業	健康福祉部しょうがいしゃ支援課

【事業の概要】

治療の安定した精神しょうがい者に対し、外出の機会を提供し、社会参加のきっかけとなるようにデイサービスを提供
地域活動支援センターなびいへの委託事業として、月2回のプログラムと月1回の支援者会議を実施。

【各委員による評価】

	公共関与妥当性	有効性	効率性	公平性
適切	5	1	3	5
見直し余地あり	0	4	2	0

【各委員による今後の事業の方向性（改革改善案）】（複数選択有）

廃止	休止	事業統廃合・連携	現状維持
0	0	1	1
有効性改善	効率性改善	公平性改善	拡充
3	1	0	1

【各委員からのコメント】

本事業は、精神しょうがいしゃの自立支援が目的であり、社会参加のための「はじめの一步」のサービスという位置づけであるが、本事業の卒業後、社会参加のための「二歩目」「三歩目」にあたる事業との継続や連携に配慮していただき、自立までのトータルプログラムを構築し、実行していただきたい。

市のデイサービス事業と地域活動支援センターのフリースペース提供事業とがともに精神しょうがいしゃの外出先として機能しているようなので、両者の統合の可能性（委託契約の見直し）を検討していただきたい。

精神しょうがい者の外出先の確保のための初めの一步として有効な事業であると考えられ、二歩目、三歩目の事業との連携強化で更に効果を増すものと思われる。
当該事業からの卒業を指標として掲げることも評価の手法として非常に適切であると考えます。

精神障害者の地域生活を支えるためには、当然ながら、当事者の状態に適した方法をとる必要がある。当事者に適した方法とは、非当事者からしたらまったく非効率的であり、非有効的とうつつるかもしれない。だが、実は、それこそが当事者にとっては有効的な方法であるとしたら、そのことに市民は気がつく必要がある。本事業は、精神障害者のみを受益者とする特殊事業と見えて、実は、非当事者である市民一般の当事者に対する理解を高める効果をもつという意味で、普遍的事業でもある。この視点から、本事業の公平性ならびに効率性を再評価するとしたら、本事業は今の段階でも十分に公平的であり、効率的だと言える可能性がある。ただし、精神障害者の中のものより重度の人々の参加をどのように図るかというさらなる課題は残されており、本事業を拡大する余地はある。

（事業の評価について）

精神障害者の社会復帰訓練の場の提供は公共が整備する必要があると考える。但し、事業実施の形態が現状の方式で良いとは必ずしも判断できない。他区市町村の状況を把握、分析してより望ましい実施形態を検討していく必要がある。

コストが低廉なこと、事業の性格が標記の基準に馴染みにくいことから特に問題はないと考えるが、運営面に限れば効率化については検討の余地はある。運営主体が市であり、【社福】多摩棕櫚欄亭協会に委託しているのであれば、型の施設機能として当該事業を実施できると考えられる。

（今後のあり方）

なびい（地域活動支援センター）を受託している【社福】多摩棕櫚欄亭協会の運営が適切であれば、仕様を見直して委託を1本化したほうが効率的と考える。

（所属課の事業評価について）

全体評価の内容は適切である。

実利用者が6名であるとのこと。利用者の少なさに懸念があるが、事業所見学や社会資源見学などのプログラム内容には、工夫が感じられる。他の機関との統合を検討しているようだが、無理に統合することにより、むしろデメリットが生じる可能性が高いものと思われる。

また、参加者が社会とふれあう、はじめての一步となることが、当事業の目的の一つのようである。障がい者の就労支援などを行なっているNPO法人などとの意見交換会を開催し、助言を求める機会を増やすなどし、社会に一步踏み出したその後のプランも想定したプログラム作りに活かして欲しい。

現状では、地域活動支援センターとの委託契約の見直しの必要はなく、プログラム内容の改善や、しょうがいしゃ支援課による障害者総合支援法の研究検討の推移を見守りたい。

５．次年度以降の委員会に向けて

今年度は国立市の行政評価にとって初の外部評価ということもあり、試行錯誤の面があったことは想像に難くない。次年度以降、より良い外部評価を実施するため、次年度に向けた改善点を以下のとおり掲げる。

（１）事前配布資料について

委員は、国立市が行っている個々の事務事業の内容について、市の職員以上の知識を持ち合わせていない。担当課及び事務局である政策経営課は、まずもって外部評価委員に当該事務事業の全体像を正確に理解させるため、事業の概要、根拠規定、目的、実施主体、実績、予算、他市比較等々、できるだけ詳しく正確な情報を外部評価委員に伝える努力をしていただきたい。誤解や不十分な知識や情報に基づく評価が適正なものになるはずがないからである。市職員同士では当然のように通じる専門用語や法令等についても、あらかじめ用語説明や法令解説をしていただきたい。

（２）事務事業マネジメントシートの記載について

事務事業マネジメントシートにおけるコスト情報が不十分である。具体的には「予算科目 事務事業」資料掲載の事業費と「事務事業マネジメントシート」掲載の事業費の対応が不明確であった。また、担当課によって記載内容、評価基準に精粗のバラつきも目立ったほか、記入漏れ項目や内容の理解が不十分なものも見受けられる。行政評価の大前提は自己評価をきちんと行うことであることから、外部評価に出す以前に、市職員の評価に対する理解と評価能力自体の向上を求める。

（３）担当課ヒアリングについて

当委員会は、委員が担当課を追及したり攻撃したりする場ではない。各事業を遂行するに当たり、担当課が認識している課題や問題点、良いことも悪いことも洗いざらい率直に披瀝してもらい、解決策に向けて各委員との意見交換ができればよいと考えている。

今年度は、担当課ヒアリングが質疑応答だけで時間切れとなり、意見交換の時間が取れなかった。原因の一つには、上記（１）で指摘した事前配付資料の不十分さがあったと思われる。ヒアリングの中で、基礎的データ・計数に関する質問や確認で時間を取られることなく、委員同士の意見交換の時間を取ることでより

深い議論が可能となる。また、必要に応じ現場の視察などもアレンジしてもらいたい。

(4) 評価事業の選定について

今年度は「平成 26 年度国立市事務事業評価委員会における評価対象事業の選定基準」に基づき、市が選定した事業について評価を行った。選定された事業はまず担当課が 1 つでも「改善余地あり」としたものであるとの説明であったが、上記(2)でも述べた通り、担当課によって評価基準にバラつきが見られた。例えば、担当課の一次評価では「改善余地なし」とされていても、政策経営課の二次評価で「改善余地あり」とされたものは対象とするなど、次年度以降は選定基準についても検討の必要があると考える。また、当委員会において事業選定を行うことについても検討していただきたい。

< 参考資料 >

諮問書写し	32
国立市事務事業評価委員会設置条例	33
国立市事務事業評価委員名簿	35
平成 2 6 年度国立市事務事業評価委員会における評価対象事業の選定基準 .	36
国立市事務事業評価委員会におけるこれまでの審議経過	37

諮問書（公印なし）

国政経発第 184 号

平成 26 年 10 月 9 日

国立市事務事業評価委員会

委員長 御船 洋 様

国立市長 佐 藤 一 夫

諮 問 書

国立市事務事業評価委員会設置条例第 2 条第 1 項に基づき、下記事項について貴委員会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1．諮問事項

「平成 26 年度国立市事務事業評価委員会における評価対象事業の選定基準」に基づき市が選定した事務事業に係る評価について

2．諮問理由

国立市では、平成 18 年度から行政評価を本格導入し運用していますが、これまでは行政評価サイクルが行政内部のみで完結しており、外部評価については従前から課題となっていました。

外部評価は、行政内部で行う事務事業評価に対し、より客観性及び透明性を確保するために有効であることから、ここで国立市が実施する事務事業評価に対する外部評価機関として「国立市事務事業評価委員会」を設置し、上記諮問事項について貴委員会のご意見を伺うものです。

以 上

国立市事務事業評価委員会設置条例

平成26年 3 月28日条例第 1 号

国立市事務事業評価委員会設置条例

(設置)

第 1 条 市が実施する事務事業評価について、評価の客観性及び透明性を確保するため、国立市事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が実施する事務事業評価について、第三者による客観的な立場から評価を行い、その結果を市長に報告すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、市政又は行政評価について優れた識見を有する者であって、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3 人以内

(2) 市民 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(公表)

第 8 条 市長は、第 2 条の規定により報告を受けた評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第63号を第64号とし、第20号から第62号までを 1 号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の 1 号を加える。

(20) 国立市事務事業評価委員会委員

第 4 条中「第 2 条第15号から第60号まで」を「第 2 条第15号から第61号まで」に改める。

第 5 条中「第 2 条第61号から第63号まで」を「第 2 条第62号から第64号まで」に改める。

別表第 2 中

「財政改革審議会委員	”	9,100円」
------------	---	---------

を

「財政改革審議会委員	”	9,100円
事務事業評価委員会委員	”	9,100円」

に改める。

国立市事務事業評価委員名簿

(敬称略・区分ごとの五十音順)

平成 2 6 年 9 月 1 日現在

氏 名	役 職	肩書き等	備 考
後藤 玲子		一橋大学 経済研究所 教授	学識経験者委員
松本 敦司	副委員長	内閣官房 内閣参事官	学識経験者委員
御船 洋	委員長	中央大学 商学部 教授	学識経験者委員
高橋 真吾			市民委員（公募）
船倉 正実			市民委員（公募）

平成 26 年度国立市事務事業評価委員会における評価対象事業の選定基準

平成 26 年 9 月 24 日決定

1 基本的な考え方

市が実施する事務事業評価のうち、平成 26 年度国立市事務事業評価委員会において評価対象とする事務事業の選定にあたっては、選定過程の公正性・透明性を確保する必要があることから、以下の手順により選定する。

2 対象とする事務事業

市が実施した事務事業評価（振り返り評価）のうち、次の基準を満たす事業を評価対象事業候補とする。

- （１）担当課による振り返り評価（１次評価）における「１次評価者としての評価結果」において「見直し余地あり」と判断した項目がある事務事業
- （２）人件費を除く事業規模が 100 万円以上の事務事業
- （３）市が継続して実施している経常的な事務事業
- （４）事業の実施方法や経費等について、市の裁量性が高い事務事業
- （５）公共施設の維持管理に係る内容ではない事務事業

3 選定する事務事業

評価対象事業については、２により抽出された評価対象事務事業候補のうち、次の基準に基づいて選定する。

- （１）政策経営課による２次評価における「２次評価者としての評価結果」において「見直し余地あり」と判断した項目がある事務事業の中から、総務文教・建設環境・福祉保険の各分野別に 3 事業選定する。
- （２）担当課や事務事業の性質に偏りが生じないよう、バランスに考慮し選定する。

国立市事務事業評価委員会におけるこれまでの審議経過

回	日時・場所	テーマ（ヒアリング事業）
第1回委員会	平成26年10月9日(木) 19:00～21:00 国立市役所 1階東側臨時事務室	■ 委員長の選任について ■ 国立市の行政評価の概要について ■ 評価対象事務事業について ☐ その他
第2回委員会	平成26年10月16日(木) 19:00～21:00 国立市役所 1階東側臨時事務室	■ 消費生活行政充実事業 ■ デイホーム事業 ☐ その他
第3回委員会	平成26年10月17日(金) 19:00～21:00 国立市役所 1階東側臨時事務室	■ 社会体育推進事業 ■ ごみ減量等推進事業 ☐ その他
第4回委員会	平成26年11月13日(木) 19:00～21:00 国立市役所 1階東側臨時事務室	■ 自転車駐車場運営事業 ■ 精神しょうがい者デイサービス事業 ☐ その他
第5回委員会	平成26年11月14日(金) 19:00～21:00 国立市役所 1階東側臨時事務室	■ 職員人材育成事業 ■ 放課後子ども教室推進事業 ☐ その他
第6回委員会	平成26年11月21日(金) 19:00～21:00 国立市役所 1階東側臨時事務室	■ 地球温暖化対策実行計画進行管理事業 ☐ その他（ヒアリングの振り返り・次年度以降に向けて）